

安田女子大学紀要 37, 91-109 2009.

[資料紹介] アメリカ合衆国教育省公民権局『学校における
セクハラ・ガイダンス改訂版』(2001年) (1)

辻 秀 典

An Introduction to the U. S. Government's (Department of Education Office for
Civil Rights) Document on Revised Sexual Harassment Guidance:
Harassment of Students by School Employees,
Other Students or Third Parties (Part 1)

Hidenori TSUJI

はじめに

最近、大学におけるセクハラ規程を整備する作業に従事することがあった。作業に入って、はたと困ったことがある。これまで、私が曲がりなりにも勉強してきたといえるのは、雇用関係(職場)におけるセクハラ、それも従業員が被害者になるセクハラで、学生が被害者となったものは裁判例を二、三散見したにすぎない。セクハラに変わりはないといっても、教育の場で、精神的にも社会的にも未熟な学生・生徒に対してなされるセクハラは、その対応についてはもちろん、認定にあたっては独自の取扱いを要するのではないかと考えざるを得なかった。あれこれ迷い、考えている間に遭遇したのが、もっぱら、学校におけるセクハラを対象に規制するアメリカの公民権法第9編(Title IX of the Education Amendments of 1972)¹⁾である。研究成果をまとめるのは少し先になるので、経過報告の一部として、同法に関する「セクシュアルハラスメント・ガイダンス: 学生・生徒に対する学校被用者、学生又は第三者によるセクシュアルハラスメント [改訂版]」(REVISED SEXUAL HARASSMENT GUIDANCE: HARASSMENT OF STUDENTS BY SCHOOL EMPLOYEES, OTHER STUDENTS, OR THIRD PARTIES)²⁾(以下、「セクハラ・ガイダンス改訂版」という。)を抄訳して紹介することとした。後に触れるように、セクハラ認定やこれへの対応の仕方など、実務的にも参考となることが多いと考えてのことでもある。

紹介に先立ち、アメリカの学校におけるセクハラに対する法規制のあらましを見ておくことにする³⁾。セクハラは、現在でも、アメリカの学生・生徒を苦しめる深刻な問題であることが指摘

1) 教育の場における人種差別を禁止していた、公民権法第6編(Title VI of the Civil Rights Act of 1964)を修正し、性差別の禁止を加えたものである。

2) www.ed.gov/offices/OCR/archives/pdf/shguide.pdf.

3) 概略は、J. R. Lindgren, N. Taub, B. A. Wolfson, C. M. Palumbo, THE LAW OF SEX DISCRIMINATION, 3rd Edition, (USA: Wadsworth, 2005), Chap. 5, C. S. Thomas, SEX DISCRIMINATION, 2nd Edition, (USA: West Nutshell Series, 1992), Chap. 17 (邦訳・上野千津子訳『アメリカ性差別禁止法』[木鐸社・1997年])などによる。

されている⁴⁾。最近のある調査によれば、在学中にセクハラを体験した大学生は三分の二近くにのぼり、セクハラはキャンパスのありふれた現象となっているとのことである⁵⁾。もちろん、セクハラは大学に限られたものではなく、初等・中等教育の場にも広く及んでいる⁶⁾。それでは、法規制はどうか⁷⁾。学校におけるセクハラの法的規制は、学生が被害者となる場合は公民権法第9編（1972年制定）によってなされている（教職員が被害者となる場合は、教育機関に限らず、雇用関係一般を対象として性差別を禁止する公民権法第7編によって規制がなされている）。同法は、教育機関のみを対象とし、その教育プログラムおよび活動における性差別を禁止する立法である。正確に言えば、同法は、教育機関に対して、連邦政府から財政的援助を受ける条件として性差別をしないことを約束させ、これに違反すると、援助打ち切り措置をとることなどを定めるものである。適用対象は、財政的援助を受ける教育機関すべてにわたり、公立・私立の別、初等・高等など教育段階を問わない。そして、アメリカにおいては、セクハラは性差別の一形態として法的に規制されているが、公民権法第9編もこれにならない、セクハラを性差別の一として規制対象としている。

公民権法第9編の運用にあたる行政機関として、教育省内に公民権局（Office for Civil Rights）が設けられている。公民権局は、セクハラに関する苦情申立（被害者はもちろん、それ以外の者も苦情申立をすることができる）などに基づき、調査を行い、セクハラを認定すると、当該教育機関に当該セクハラの終結、再発防止、およびセクハラにより悪影響が生じている場合にはその除去のための措置をとることを求める。教育機関がこれに従い措置を講じれば事件は解決ということになるが、従わないと、財政的援助の打ち切りなどの措置がとられる。

一つの、しかし、重要な問題は、セクハラ被害者である学生・生徒は、当該教育機関を相手として損害賠償を請求することができるか、できるとして、その要件は何かということである。同法には、公民権法第7編と異なり、これを認める明文の規定がない。この問題は、裁判で争われ、連邦最高裁は次のような判断を示している。

- ① 教育機関でセクハラを受けた被害者（学生・生徒）は、当該教育機関を相手に損害賠償を請求できること（Franklin 事件・1992年）⁸⁾
- ② セクハラに加害者が教員その他の被用者である場合、当該教育機関が賠償責任を負うのは、当該教育機関において、セクハラに対応し、是正措置を講じる権限を有する役員が当該セクハラが発生を「現実知っており」（actual knowledge）、にもかかわらず、これを「故意に無視する態度」（deliberate indifference）をとった場合に限られること（Gebser 事件・

4) たとえば、National Coalition for Women and Girls in Education (NCWGE), Title IX at 35: Beyond the Headlines (2008), www.ncwge.org/title9at35, Sexual Harassment 参照。なお、このNCWGEは、教育における男女平等に関する問題について啓発活動を行うこと、公民権法第9編の履行をモニターすることなどを目的として結成されたNPOである。

5) AAUW (American Association of University Women) Educational Foundation, Drawing the Line: Sexual Harassment on Campus (2006), www.aauw.org/research/dtl.cfm, pp.15-16.

6) AAUW Educational Foundation, Hostile Hallways: Bullying, Teasing and Sexual Harassment in School (2001), www.aauw.org 参照。

7) この点の記述は、註3の著書の他、V. L. Thomas, Educational Law Chapter: Sexual Harassment in Education, 7 Geo. J. Gender & L. 907 (2006), B. I. Weiss, Title IX Versus Canadian Human Rights Legislation: How the United States Should Learn from Canada's Human Rights Act in the Sexual Harassment in Schools, 11 UC Davis J. Juv. L. & Pol'y 55 (2007) を参考とした。

8) Franklin v. Gwinnett County Pub. Sch., 503 U. S. 60

1998年)⁹⁾

- ③ 学生間のセクハラについても、当該教育機関の賠償責任が発生する要件は、これと同様であること (Davis 事件・1999年)¹⁰⁾

ところで、雇用関係において労働者がセクハラを受けた場合には、公民権法第7編が適用になり、この場合、使用者は、その管理職によるセクハラについては、当該セクハラの発生を現実知っているかどうかにかかわらず、賠償責任を負うことになっている。これと対比すると、同じセクハラの被害者でも学生は労働者よりも保護が薄いことになる。大きな問題点として批判を受けている¹¹⁾。

以下において紹介するのは、公民権局が2001年に公布した「セクハラ・ガイダンス改訂版」である。これは、同法の運用にあたる公民権局が自ら公民権法第9編の運用基準を示したものである (本資料の「前文」にも記されているように、本資料は、教育省公民権局が行う行政監督の基準を示したものであり、セクハラ被害者が学校などに対して行う民事訴訟の基準等を示したものではないことに注意されたい)。同局の「セクハラ・ガイダンス」が最初に出たのは1997年のことであるが、その後の Gebser 事件など最高裁判決に照らして、これを改訂したものである。教育の場におけるセクハラ、特に、学生・生徒に対するセクハラの実定・対応に当たっては、学生・生徒の年齢や成熟度、教育関係の特質などを十分に考慮してなす必要があるが、この「セクハラ・ガイダンス改訂版」は、その点、極めて有益な情報・知見を提供するものとする。しかし、日本のセクハラ実務に対する含意なども含めて詳細は、全文を紹介した後に次号掲載予定の「あとがき」に譲ることとした。

なお、スペースの制約を考慮して抄訳とし (読みやすさを考えて、省略した箇所を……などで示していないことをお断りしておく)、また、数多くつけられている註も割愛せざるを得なかった。

9) Gebser v. Lago, 524 U. S. 274

10) Davis v. Monroe County Bd. of Ed., 526 U. S. 629

11) たとえば、NCWGE は連邦議会に対して、学生が被用者なみの保護を受けることができるよう法改正することを勧告している (NCWGE, supra note 4, NCWGE RECOMMENDATIONS)。

[資料紹介]

[目次]

前文

- I. 序
- II. セクシュアル・ハラスメント
- III. 公民権法第9編の適用範囲
- IV. 公民権法第9編により学校が負う義務
- V. 学校の有責性の判断
 - A. 教育プログラムに關与し、これを享受する学生の能力を否定または制限するセクハラ
 - 1. 敵対的環境をうみだすセクハラかどうかを判断するために用いる諸要素
 - 2. 性的言動の歓迎性：当該行為が歓迎されないものかどうか
 - B. セクハラに対応する学校の責任の性質
 - 1. 教員その他の被用者によるセクハラ
 - 2. 他の学生または第三者によるセクハラ
 - C. 被用者、学生または第三者によるセクハラに対する学校の認識
 - D. 苦情処理手続の役割 (以上、本号)
- VI. 公民権局によるセクハラ事件の解決 (以下、次号)
- VII. 学校の対応
 - A. 学生または親によるセクハラ通報に対する対応：責任ある立場にある被用者がセクハラを直接に見聞した場合の対応
 - B. 秘密の保持
 - C. 他の種類の通報に対する対応
- VIII. セクハラ防止
- IX. 迅速で効果的な苦情処理手続
- X. セクハラ行為者として申し立てられた者の適正手続上の権利
- XI. 合衆国憲法修正第1（言論の自由等）とセクハラとの関係

前 文

要 約

「セクハラ・ガイドランス」の今回の改訂は、学校におけるセクハラに関するその後の最高裁判決に照らして、1997年版の一部についてなされたものである。

改訂版の目的と範囲

我々は1997年3月に「セクハラ・ガイドランス」を公布した（62 FR 12034）。これは、公民権法第9編およびこれを補完する規則に基づき、連邦政府から財政的援助を受ける教育プログラムおよび活動における性差別を解消するためになされたものである。学生に対するセクハラは公民権法第9編の定める性差別の一形態になりうるとの、古くからの確立した判例に基づくものであ

た。この「セクハラ・ガイダンス」は、学生、教員、学校管理者および研究者など関係者との包括的な協議の産物である。また、我々はパブリックコメントも求めた。

1997年の「セクハラ・ガイダンス」公布後、合衆国最高裁（以下、「最高裁」という。）は、セクハラに関する重要な判決をいくつか下した。その中には、公民権法第9編に係る、学生に対するセクハラに関する二つの判決、すなわち、Gebser 事件（1998年）および Davis 事件（1999年）がある。Gebser 事件で最高裁は、教員が学生にセクハラを行い、セクハラに対応する権限を有する役員が当該セクハラを認識しており、かつ、当該役員がセクハラに対応することを故意に怠った場合には、学校は損害賠償の責任を問われることがある、と判示した。Davis 事件では、学校の教育プログラムにおいて学生が他の学生によりセクハラを受けたときは、Gebser 事件の要件を満たす場合には、やはり、学校は損害賠償の責任を問われることがあると判示した。これら判決は、学生に対するセクハラに関して学校が損害賠償責任を問われる場合は限られていることを示している。

しかし、一方、これら判決は次のことを明らかにしている。すなわち、第一に、学校の有責性に関する上記の基準は損害賠償を求める私的訴訟の場合に限られること、第二に、教育省のような連邦行政機関は、損害賠償請求が認められないようなケースにおいても、公民権法第9編の定める性差別禁止を実現するために規則等を定め、これを執行することができることを明らかにしているのである。

校長宛書簡（1998年8月）および大学学長宛書簡（1999年1月）において、教育長官は学校関係者に対して、Gebser 事件判決は、セクハラを防止し、これをなくすために適切な措置を講じるという、公民権法第9編および規則に基づく学校の義務をいささかも変更するものではないことを通知した。また、教育省は、1997年「セクハラ・ガイダンス」の重要部分は両判決によって再確認されたが、しかし、その一部については、「セクハラ・ガイダンス」による規制の基礎となっている公民権法第9編の意味を更に明らかにし説明を加えるのが適当である、との判断を示した。

2000年11月2日に、我々は、「セクハラ・ガイダンス」改定案を発表し、意見を求めた（62 FR 66092）。その最終案は『連邦行政命令集』（2001年1月19日）に搭載されている。

1997年「セクハラ・ガイダンス」から引き続き有効な原則

男女を問わず、相当数の学生・生徒が今なおセクハラを受け、そのため、当該学生・生徒の学業遂行および心身の福祉が害されている。学校におけるセクハラを防止し、救済措置を講じることは、安全な教育環境を保持する上で不可欠である。1997年「セクハラ・ガイダンス」と同様に、「セクハラ・ガイダンス改訂版」もあらゆる段階の学生・生徒に適用される。セクハラを防止し、また、その最善の努力にもかかわらず、セクハラが発生した場合には、学生に対する危害を軽減する上で最も助けとなるのは、公民権法第9編に基づく義務、すなわち、セクハラは同法に違反する性差別となりうることを理解している教職員ら学校関係者である。1997年「セクハラ・ガイダンス」および同「改訂版」の基本的目的の一つは、セクハラの申立を処理するに当たって、教員および学校管理者の健全な判断と常識が重要な要素であることを強調することにある。

公民権法第9編に関する重要な問題の一つは、セクハラが発生したことを学校が認識しているかどうか、セクハラを終結させ、再発を防止し、適切に救済するために迅速で効果的な行動をとったかどうかということである。セクハラが発生したのに、何もしないことが良くないのは言うまでもない。しかし、状況によっては、正しい対応の仕方がいくつかある場合がある。重要なこと

は、学校教職員または役員が学校の環境に注意を払い、他の非行に対すると同様に、適切かつ常識ある仕方でもセクハラに対応することをためらわないことである。

セクハラの域に達しない行為に過剰反応しないことも重要である。教育省が1997年「セクハラ・ガイダンス」で記したように、第一学年の生徒が頬にキスしたとしてもセクハラにはならない。セクハラの手立を扱う際に、学校関係者は学生・生徒の年齢および成熟度を考慮すべきである。

最後に、セクハラを含む性差別の苦情を扱う、良く広報され周知された効果的な苦情処理手続を設けることの重要性を指摘したい。公民権法第9編は、差別禁止の原則の宣明および苦情処理手続を設けることを要求している。実際に、最高裁は Gebser 事件で、公民権法第9編が追求する性差別禁止を実現するために、教育省が行政的に行動する権限を明示的に認めている。強力な差別禁止の方針と効果的な苦情処理手続は、セクハラは決して許されないものであること、およびセクハラに対応する方法を学生や被用者に対して指し示す上で、不可欠の措置である。

「セクハラ・ガイダンス」改定案に関する意見の分析

公民権局は、改定案に関しておよそ15の団体および個人からおおむね11に分類できる意見を受け取った。これらの意見は、どのようにすれば改定案の趣旨・内容が更に明確になるかについて具体的に述べるものであり、我々はそのうちから多くの意見を取り入れた。以下に、重要で、かつ多かった意見をテーマごとに分類し、それに対する我々の見解を示すことにする。

行政的執行と損害賠償を求める私的訴訟の区別

最高裁は上記の2判決で初めて、学校におけるセクハラに対して学校が賠償責任を負う場合の基準について判断を示した。既述のように、最高裁は、そこで示した基準はあくまで私的訴訟に限られることを明らかにしている。Gebser 事件で最高裁は、私的訴訟と行政的執行の漸増的 (incremental) 性格を対比している。同事件では、学校が実際には認識していないセクハラについて賠償責任を問われる可能性があることに言及している。これと対照的に、行政的執行にあつては、公民権局のような行政機関は、財政的援助の打切りなどの強制措置を講じる前に、公民権法第9編違反のおそれを学校に通知し、学校が自発的に矯正措置を講じるようすることを求められている。

寄せられた意見はすべて公民権局と同意見で、最高裁が示した基準の適用は私的訴訟に限られるというものであった。また、1997年「セクハラ・ガイダンス」が採用した行政執行の基準は依然として有効であるという点でも意見が一致している。また、「セクハラ・ガイダンス」改定案が学校に対して、公民権局の用いる基準を明確に示しているという点でも同意があった。

教員その他の被用者によるセクハラ

教員など学校の被用者によって学生がセクハラを受けた場合、学校はいかなる責任を負うか。この点に関し、我々が示した次のような解釈にはおおかたの賛成が得られた。すなわち、公民権法第9編による性差別禁止は、学校のプログラムおよび活動に関する公式の方針・行動に限られないということである。教員など学校の被用者が、学生に対する援助、利益またはサービス（教育、カウンセリング、監護、助言など）を提供するという日常的な職務遂行に当たって、性別に基づいて、これを与えず、または制限する場合には、学校はやはり性差別を行っているということである。こうしたケースでは、公民権法第9編の規制に照らし、学校は差別を知っていたかど

うか、あるいは知るべきであったかどうかに関係なく、責任を問われる。なぜなら、いずれの場合にも、差別なく学生にサービスを提供するという学校の任務遂行の一部として差別がなされているということには変わりはないからである。一方、「セクハラ・ガイダンス改訂版」では、これらのケースと、学校のプログラム内で発生しているが、職員のサービス提供に当たって生じたものではないセクハラとを区別している。後者のセクハラについて学校が責任を問われるのは、これを学校が知っていたか、知るべきであった場合に限られる。

学校がそれについて何も知らないセクハラについて、学校の責任を問うというのは適切ではないとする意見が一つあった。確かに、そのようなことはありうるが、公民権局は、違法と認定する前に、学校に通知し、適切な是正措置を講じる機会を常に与えるものであることを繰り返し述べておきたい。最高裁の両判決の判示ともこれは一致する。

セクハラが「職員のサービス提供にあたってなされたものかどうか」に関する公民権局の基準にたいしての意見が賛意を示していた。しかし、これを更に明確にし、例をあげる必要があるとの意見があった。また、セクハラの種類(環境型と対価型)は、有益ではあるが、学校自体が有責かどうかという問題を決するものではないことを明確にする必要があるとの意見があった。我々はこれに同意する。そこで、関係箇所が必要な訂正を行った。

性的固定観念に基づくセクハラを含む、ジェンダー・ハラスメント

「セクハラ・ガイダンス」の対象を拡大して、性的固定観念に基づくジェンダー・ハラスメントも包含すべきだとの意見がいくつかあった。また、ジェンダー・ハラスメントもセクハラと認めるべきであるのに、改定案は、セクハラを「人為的に」性的性質を有するセクハラに限っており、このため、ジェンダー・ハラスメントには大した注意を払う必要はなく、重要性は異なるとの見方を招いているとの意見もあった。

我々は、この点で「セクハラ・ガイダンス」を拡大すべきでないと考えている。確かに、ジェンダー・ハラスメントは重要な問題ではあるが、性的性質のセクハラは、それとは区別される独特の重要な問題を提起しており、一個独自のガイダンスをつくる価値があると信じているからである。

にもかかわらず、我々は、いくつかの点で「セクハラ・ガイダンス」を明確にした。すなわち、性的固定観念に基づくセクハラを含む、ジェンダー・ハラスメントは、それが学校プログラムに学生が関与し、または利益を受ける能力を否定し、または制限するほどに深刻なものである場合には、公民権法第9編の適用を受けることを明らかにした。要するに、ハラスメントの犠牲者が、男らしさまたは女らしさの固定観念にあわないということで、嫌がらせを受けている場合には、性差別となりうるのである。この種のセクハラは「セクハラ・ガイダンス」が扱うものではないが、それが十分に深刻な場合については、学校の責任とされ、同一の基準が適用される。なおまた、後注に、性的固定観念が性差別となる場合に関する最高裁判例をあげておいた(「後注」は訳出していない 注)。

セクハラとそれ以外のハラスメント(ジェンダー・ハラスメントを除く。)は、敵対的環境が存するかどうかの判断に当たっては、別々に考慮してはならないことを明確にすべきだとの意見がいくつかあった。「セクハラ・ガイダンス」改定案においても、同「改訂版」においても、何カ所かで、そのことにはふれておいた。また、性的指向に基づいて他人をあざけることも、敵対的環境の存否の判断に当たっては考慮されるということも指摘している。

セクハラ の 定 義

公民権局は、私的訴訟の場合と区別された行政執行のための独自の定義を設けるべきだとする意見が一つあった。我々はこれには反対である。第一に、「セクハラ・ガイダンス」改定案前文で述べたように、Davis 事件で最高裁が採用した環境型セクハラ の 定 義 は、改定案で採用した定義と一致している。1997年「セクハラ・ガイダンス」のそれとはいくつか用語の点で異なるが、定義は一致している。最高裁のそれも教育省のそれも、同一の観念、すなわち、学生の学校プログラムへの関与または利益享受を妨げるほどに深刻な行為をとらえようとする文脈定義 (contextual definition) である。当該セクハラが訴えられるものかどうかを決定する際に、両者とも諸般の事情を考慮すべきことを求めている。また、最高裁 Davis 事件判決は、1997年「セクハラ・ガイダンス」の掲げた考慮すべき重要要素に賛意を表している。第二に、学校にとって、何がセクハラであるかについて、その定義が一貫しており、かつ単純であることの方が便利である。複数の定義を立てても混乱を招くだけである。

公民権法第7編に依拠せず、学校と学生の特異な関係を考慮にいられた、公民権法第9編独自の定義をすることを求める意見もいくつかあった。最高裁2判決が「セクハラ・ガイダンス」の定義を変更していないことを理由に、これと反対の意見もあった。最高裁2判決は、公民権法第7編の場合と異なり、代理理論 (agency principles) は公民権法第9編には適用されないことを明確にしたが、Davis 事件判決は、公民権法第7編に係る裁判例への言及を通じて、なお、公民権法第7編は公民権法第9編の環境型セクハラ の 成 否 を 決 する 上 で 有 効 である ことを 明 確 に して いる。また、ガイダンスで考慮すべき要素としてあげられた諸要素は柔軟性に富んでおり、当該学生の年齢および成熟度、学校という環境の特別の性質を考慮することができると信じている。

効 果 的 な 対 応

「セクハラ・ガイダンス改訂版」が「適切な対応」に代えて「効果的な対応」としたことに対して、これは学校に全知を求めるものだと反対する意見が一つあった。我々はそうは思わない。対応の有効性は、対応が適切かどうかを判断する一手段である。これは、不適切な対応と判断されることをおそれて、学校が過剰反応をしなければならぬということの意味するものではない。有効性は、相当性基準に基づいて判断される。学校は、その対応が有効であることをあらかじめ知っている必要はない。しかし、最初の措置がセクハラを防止するのに有効でないことを知った場合には、措置を強化するのが相当ということになる。

FERPA (家族の教育権およびプライバシー法) と 公 民 権 法 第 9 編 の 関 係

両者の関係をめぐっては、①苦情の処理がどうなったか (処分も含む。) について、セクハラを受けた学生は知る権利が認められるかという問題、②苦情を申し立てた者が誰であるか、また、申立がいかなる種類のものであるかについて、加害者とされた個人が情報を得る、適正手続上の権利は認められるかという問題の二つがある。

FERPA は、学生または学生の親の同意なしに、学生の「教育記録」記載の情報を開示することを一般的に禁止している。セクハラを行ったとされる者が学生であった場合、FERPA が適用される。なぜなら、申立、調査、およびその結果に関する文書情報はセクハラを行った学生の「教育記録」の一部となるからである。しかし、この場合、公民権法第9編も適用される。なぜなら、学校がセクハラ被害者に対して、調査の結果や処分などについて知らせることも、学校が有効な

対応をしたかどうかということの一部となるからである。教育省は、処分の開示について両法は潜在的には衝突する可能性があり、FERPAは加害者の処分について被害者に伝えることを原則として禁止している、という見解をとっていた。

しかし、この場合に適用されるもう一つの法文がある。1994年に関係法令の改正がなされ、FERPAを公民権法第9編の適用を妨げるような仕方では解釈してはならないとされたのである。そこで、教育省は、FERPAは公民権法第9編が適用される場合にも適用されるが、両法が衝突し、その結果、学校における性差別の解消という公民権法第9編の主目的が妨げられる場合には、公民権法第9編が優先するとの解釈をとっている。現在、教育省はその細目を整備中である。公民権局とFERPAの運用に関わる家族政策遵守局(FPCO)が共同作業を行っている。

FERPAは、学生が教員その他の被用者を加害者として苦情を申し立てる場合にも関わってくる。申立の文書記録は学生の「教育記録」に記載されているからである。1997年ガイダンスは、このような場合、加害者である教員などの適正手続上の権利(誰がどのようなことを申し立てたのかを知る権利)が尊重されることを明らかにしている。

次のような意見がいくつかあった。学校が、申立人の名前や申立の概略を知らせない場合、調査および判定の公平性が大きくそこなわれることが多い。また、虚偽の申立の場合には深刻な被害が生じるから、申し立てられた者が誰であるかについても秘匿する必要があることを検討すべきとの意見もあった。我々は、ガイダンスにいくつか変更を加えた。

I. 序

公民権法第9編およびこれを補完する教育省規則は、連邦政府の援助を受ける教育プログラムおよび活動における性差別を禁止する。学生に対するセクハラが公民権法第9編の禁止する性差別となることは、最高裁、議会および教育省を含む連邦行政機関の認めるところである。この「セクハラ・ガイダンス」は、連邦政府から援助を受ける資格としての、公民権法第9編および規則により学校が負うセクハラ防止責任がどのようなものか、ということに焦点をあてる。すなわち、公民権法第9編が学校に対して課すセクハラ防止責任の根拠を示し、セクハラが公民権法第9編などが禁止する性差別となる場合を概観し、最後に、セクハラ防止策および発生した場合の効果的な対応策について情報を提供する。

II. セクシュアル・ハラスメント

セクハラは、性的性質を有する歓迎されない行為(unwelcome conduct of a sexual nature)である。求愛、情交を求めること、その他、言語による行為、言語によらない行為、または身体的行為であって性的性質を有するものである。学生に対するセクハラは、学校の提供するプログラムに学生が関与すること、または同プログラムが提供する利益、サービス若しくは機会を学生が享受することを、性に基づいて、否定し又は制限することがある。それ故に、学生に対するセクハラは、この「セクハラ・ガイダンス」が規定する場合には、公民権法第9編が禁止する性差別の一形式となるのである。

公民権法第9編が禁止するセクハラは、性的意味を有しない適法な身体的接触その他の行為には及ばないことを知っておくことが重要である。たとえば、ゴールインした生徒を高校の運動コー

チがハグすること、膝をすりむいた園児を幼稚園の先生が慰めてハグすることなどは、セクハラとはならない。同様に、身体的接触が避けられないスポーツで、身体的接触があっても普通はセクハラとはならない。しかし、一定の事情のもとでは、こうした行為も性的意味をもち、セクハラとなることはあり得る。たとえば、教員がそんな場合でもないのに、生徒を繰り返しハグしたり、抱きついたりすれば、敵対的な環境が生じることもある。

Ⅲ. 公民権法第9編の適用範囲

公民権法第9編は、連邦政府から財政援助を受けるすべての公私立の教育機関（小学校、大学など、学校のレベルを問わない）に適用される。学校の「教育プログラムまたは活動」は学校の行うすべての活動を含む。すなわち、公民権法第9編は、研究、教育、課外活動、スポーツ、その他学校の提供するプログラムに関して、そのなされる場所がどこであろうと（学校施設、スクールバス、教室、学校主催の訓練プログラムがなされる学外施設のいずれであろうと）、学生をセクハラから保護するということである。

セクハラに加害者としては、教員など学校の被用者、他の学生、被用者以外の第三者（外部からやってきた講演者、運動チームの選手など）がありうるが、公民権法第9編は何人に対してもセクハラを禁止する。被害者である学生は男女を問わない。また、セクハラは、異性間のみならず、同性間のものでも禁止される。たとえば、少女たちがひとりの少女をターゲットにした明らかに性的な意味をもつ落書きをする場合などである。

公民権法第9編は性的指向（sex orientation）に基づく差別を禁止するものではないが、ゲイまたはレズビアンに対するセクハラであって、学校プログラムへの関与・享受を否定・制限するに十分に深刻なものは、「セクハラ・ガイダンス改訂版」の規定する場合には公民権法第9編の禁止するセクハラとなりうる。たとえば、ゲイの学生に対して他の男子学生（個人又は集団）が情交を求めた場合、それが学校プログラムへの関与・享受を否定・制限するに十分に深刻なものであるときには、学校は、被害者が異性愛者である場合と同様に、この「セクハラ・ガイダンス」の定めるところに従い、迅速かつ効果的に対応する必要がある。他方、学生たちがある学生をその性的指向に基づいて難じたが（たとえば、学生食堂で、「ゲイはこのテーブルには来ないでください」などという）、性的性質を持たないときは、公民権法第9編のセクハラとはならない。

「セクハラ・ガイダンス改訂版」の範囲は超えるが、ジェンダー・ハラスメント、すなわち、性または性的固定観念に基づく性的性質を持たない、言語的、非言語的若しくは身体的攻撃、脅迫又は敵意は、それが学校プログラムへの関与・享受を否定・制限するに十分に深刻なものであるときは、学校が対応しなければならない性差別の一形態となる。たとえば、男性学生が女性院生による実験授業を繰り返しサボタージュすれば、公民権法第9編違反が成立することもありうる。学校は、「セクハラ・ガイダンス改訂版」の定める基準および手続に従い、対応しなければならない。敵対的環境が存在するかどうかを判断するために、すべての関連する事情を考慮すると、ジェンダー・ハラスメント、セクハラいずれもそれだけでは敵対的環境を生み出すものではないとしても、これらが一緒にあわさることによって敵対的環境が生じることもありうる。

IV. 公民権法第9編により学校の負う義務

連邦政府から財政援助を受ける条件の一つが、性差別を禁止する公民権法第9編およびこれを補完する規則の遵守である。セクハラが性差別となることがあることは法的にすでに明確になっている。

連邦政府から財政援助を受ける学校などの教育機関は、公民権法第9編・規則を遵守することを予め明示で同意しておく必要がある。すなわち、このような教育機関は、財政援助を受ける条件として、公民権法第9編・規則の遵守および違反があった場合には是正措置を講じることに同意しているのである。

公民権法第9編に基づく規則は、学校などの教育機関が遵守すべき義務として、学生への援助・利益・サービスの提供（以下、「サービスなど（の）提供」と略する。）にあたって、性別に基づいて次の行為をとらないことを具体的にあげている。

- ・学生がサービスなどの提供を受ける条件を満たしているかどうかを判断するにあたって、性別により異なった扱いをすること
- ・性別により異なった仕方でも異なるサービスなどを提供すること
- ・性別により、サービスなどの提供を拒否すること
- ・性別により、行動・制裁・その他の取扱いに関する規則を分離し、または異なるものとする
- ・サービスなどの提供に当たって、その重要なものについて、性別により異なるものとする
- ・その他、権利・特権・優遇策・機会を学生が享受することを性別により妨げること

「セクハラ・ガイダンス改訂版」では、以上の学校の諸義務を簡潔かつ明確にするために、「学生が学校の提供するプログラムへの関与・享受を否定・制限されないようにするために学校の負う義務」と記すことにする。

公民権法第9編に基づく規則は、学校が性別に基づく差別を行っている場合には、差別の効果を是正する救済措置を講じる義務があることを明示している。

加えて、同規則は、性差別（セクハラを含む。）の防止・是正のために重要な手続上の義務を定めている。その中には、性差別を禁止する方針の公表、性差別に関する苦情の迅速かつ公平な解決のための苦情処理手続の設置、その公表・周知が含まれている。また、学校は、規則遵守（苦情調査も含む。）を担当する被用者を少なくとも一人は指名しなければならない。

規則を遵守するには、学校はセクハラを認識し、対応する必要がある。「セクハラ・ガイダンス改訂版」は、セクハラとは何か、防止・対応のための措置は何かを明らかにするものである。

V. 学校の有責性の判断

ある行為がセクハラにあたるかどうかを判断するにあたっては、学校はまず、次の二つの異なる問題があることを認識する必要がある。第一の問題は、次項に記すセクハラの種類を考慮しつつ、それが学生の教育プログラムへの関与・享受を否定し、妨げるものとなっているかどうかを判断するという問題である。これが肯定される場合、第二の問題として、これに対処する学校

の責任はどのようなものかという問題が登場する。次に検討するように、この問題は、加害者が誰か、セクハラが発生した状況はどのようなものかということに一部かかっている。

A. 教育プログラムへの関与またはこれを享受する学生の能力を否定または制限するハラスメント

「セクハラ・ガイダンス改訂版」では、セクハラの2類型に対して名前をつけることは避けることにする。いずれの場合にも問題となるのは、セクハラが教育プログラムへの関与またはこれを享受する学生の能力を否定または制限するものとなっているかどうかということである。とはいえ、セクハラの2類型を理解しておくことは、学校の責任問題を引き起こすセクハラが発生したかどうかを判断するに当たって、有益である。

学生が性的要求を受け入れるかどうかを、教員その他の被用者が、教育上の決定または利益付与の条件とする場合には、それは対価型セクハラ (quid pro quo harassment) と伝統的に命名されている。学生が教員などの要求を拒否して危害を受けようと、要求を入れて危害を避けようと、いずれの場合でも、当該学生は性別に基づき異なった扱いを受けた、すなわち、当該学生の教育プログラムへの関与・享受は否定ないしは妨げられたのであり、公民権法第9編に違反する。

これと対照的に、対価的でない場合でもセクハラは成立する。敵対的環境型セクハラ (hostile environment harassment) である。この場合には、セクハラが当該学生の教育プログラムへの関与・享受を否定ないしは妨げるほど十分に深刻なものであるかどうか、更に詳しく吟味する必要がある。

教員その他の被用者はいずれのセクハラもおかす可能性がある。これに対して、学生や第三者は当該学生に対する権限を与えられていないのが普通であるから、通常は敵対的環境型セクハラに限って問題となる。

1. 環境型セクハラかどうかを判断するために用いる諸要素

以下に示すように、公民権局は、敵対的環境が発生したかどうか、すなわち、セクハラが当該学生の教育プログラムへの関与・享受を否定ないしは妨げるほど十分に深刻なものであるかどうかを判断するために、様々な関連する要素を考慮している。公民権局は、当該行為を主観的および客観的観点両面から考慮している。その深刻さおよび浸透性(拡がり)を評価するに当たって、公民権局はすべての関連する事情、すなわち、当該行為を取り巻く諸事情、影響など将来の予測、そして当事者などの関係を考慮する。学校もまた、セクハラとこれに至らない行為を常識的に区別するために、これらの諸要素を考慮すべきである。こうした諸要素は次の通りである。

・当該行為が学生の教育に与える影響の程度

公民権局は、セクハラが学生に与える影響がどのようなものかを検討する。たとえば、性的行為のために、学生の成績がさがり、退学を余儀なくされることがおこるかもしれない。学生が身体的に危害を受け、精神的・感情的に苦痛を受けることもありうる。教員がくりかえし情交を迫ったにもかかわらず、困難にめげず学生が頑張って、成績を維持し、退学もしなかったケースもあろう。同様に、チームメートがくりかえし情交を迫り、脅したにもかかわらず、大変な困難に打ち勝って練習を続け、チームに留まったケースもあろう。以上の諸例の場合はいずれも、通常の学生を基準にして、その教育環境が変化し、学生の教育プログラムへの関与・享受を否定ないし妨げる悪影響が現れたものと評価されるであろう。

敵対的環境は、セクハラがセクハラを申し立てた特定個人に向けられていない場合にも生じることがある。たとえば、学生(個人または集団)または教員が特定個人に決まって性的発言をす

る場合、敵対的環境は標的とされた学生との間だけではなく、これを見聞した他の学生との関係でも生じることがある。

・当該行為の型、頻度、継続期間

一定の種類 of セクハラがなされたり、あるいはセクハラが継続し、それがささいなものでないときは、敵対的環境が発生したとされるのが普通である。たとえば、若い女性が若い男性から胸や性器などについて悪態をつかれた場合、特に、それが一定期間続いたり、学内いたるところでなされたり、複数の学生によってなされたときは、敵対的環境が生じたとするのが公民権局の立場である。行為が深刻なものであればあるほど、行為が繰り返されなくとも敵対的環境が生じたとされる。このことは、特に行為が言語によるものではなく、身体的なものであるときによくあてはまる。たとえば、女性の胸、あるいは男女を問わず、性器または臀部をつかむ行為のような深刻な行為は、繰り返されなくとも敵対的環境が発生する。それが十分に深刻なものであれば、行為が一回きりのものであっても、敵対的環境が発生したとされる。他方、たとえば、一人の学生が他の学生について、姿がよいと発言したとしても、このような深刻でない行為はそれだけでは敵対的環境を発生させるものではない。状況によるが、この種の発言はそもそも性的性質を有するものでないとされることもある。同様に、学生の間で、デートを申し込んだり、花を贈ったりした場合、それが相手から歓迎されないものであっても、学生はそうした行動をとるものであるから、敵対的環境が発生したとはいえない。しかし、このようなデートの申込みであっても、それが繰り返され、相手が歓迎していない場合は、敵対的環境を生み出すことになろう。たとえば、以前に拒否されたにもかかわらず、再び脅迫的な仕方デートを申し込むと、敵対的な環境を発生させたときとされよう。

・加害者とされている者が誰か、被害者との関係はどうか

この点は、特に、加害者が学校の被用者である場合に問題となる。たとえば、教員は学生に対して権力を有しているので、学生に対する性的行為は、同じ行為が学生によってなされる場合よりも、敵対的環境を生み出す可能性が強いであろう。

・関与者の数

言語その他の行為について、それが個人による場合は敵対的環境は発生しないが、集団的になされた場合には発生するとされることもある。同様に、被害者側が個人ではなく集団ということもある。集団に対するセクハラの影響は、行為の型や状況によって異なる。ある種のセクハラに関しては、数が敵対的環境の発生を妨げることもある。たとえば、一人の学生につきまったり、性的な悪態をつくことは敵対的環境を生み出すことになろうが、学生集団に対する同様の行為は、一定の事情のもとでは、敵対的環境を生み出す可能性は低いであろう。もっとも、それが執拗であれば、集団に対する場合でも話しは別ということになろう。

・加害者の年齢・性、行為の内容

たとえば、年齢が低い学生の場合には、年上の学生からなされるセクハラは威圧性が強い場合が多いであろう。

・学校の規模、行為の場所、状況

事件の性質にもよるが、影響が大きな事件は、大規模大学におけるよりも小規模大学における方が少ないであろう。スクールバスでの行為の方が遊び場での行為よりも威圧的であろう。というのも、前者の行為は回避するのが難しいからである。学生寮の部屋などのような私的な場所での行為の方がおおよくの場所での行為よりも大きな影響を有する（より威圧的）であろう。他方、

おおよけの場所での行為の方が被害者を辱めるであろう。ケースごとの判断を要する。

・ 他の事件の発生

同一の学生に関するものでなく、また、事件一つ一つは大したものでない場合でも、これらがあわさって、敵対的環境が生じることもある。

・ ジェンダーに基づくが、性的性質を有しないハラスメント

こうした性的性質を有しない行為も、あるセクハラ行為が敵対的環境を生み出すほどのものかどうかを判断するにあたって、あわせて考慮することができる。

敵対的環境を発生させるものかどうかを判断するに当たって重要なのは、諸事情を全体として考慮することである。したがって、常識と合理的な判断力を用いて判断することがいつも重要である。

2. 性的言動の歓迎性：当該行為が歓迎されないものかどうか

セクハラというためには、性的性質を有する行為を相手方が歓迎していないことが必要である。学生が、当該行為を求めておらず、「当該行為を望ましくない、あるいは不快に思っていた」場合にセクハラが成立する。当該行為を黙認したり、苦情を言わなかったことは必ずしも当該行為が歓迎されたものであることを意味しない。たとえば、学生が他の学生に情交を求められたとき、抵抗せず、苦情を申し立てなかったのは恐怖のためかも知れない。加えて、学生が人をおとしめる学生集団の発言に異議をとらえなかったのは、そうすれば、彼らの発言がもっとエスカレートすることを懸念したためかも知れない。このように、学生が行為を受け入れたという事実は、当然にそれを歓迎していたことを意味するものではない。また、学生があるときに行為にすすんで加わったことも、その同じ行為を次の機会に歓迎されないものであったと主張することを妨げるものではない。他方、学生が性的冗談や議論に積極的に加わり、これに異議をとらえていたことを示していない場合には、その行為が歓迎されざるものであったという主張は根拠なしとされるであろう。

年齢が低い児童の場合、一定の性的行為について、それを嫌だと言ってよい行為（あるいは嫌だと言うべき行為）であることを彼らがどの程度認識できるのか、嫌だとの程度ははっきりと表明できるのか判断することが必要となろう。したがって、公民権局は、性的行為を歓迎するかしないか表明できる能力を生徒が有していたかどうかを判断するに当たっては、年齢、行為の性質、その他の事情を考慮している。

加害者が権限を有する立場にある者の場合には、学校は特にこの歓迎性の問題に注意すべきである。たとえば、生徒たちは、授業運営については教師が絶対的権限をもつと信じることを奨励されているので、授業中の教員のセクハラ発言に異議をとらえないのかも知れない。しかし、このことは、発言が歓迎されたものであることを必ずしも意味しない。学生は、実は反対しても無駄だと思っているだけかもしれないし、反対するとセクハラ発言の対象となったり、報復の対象とされたりするのをおそれていたかもしれない。

また、セクハラが学校の成人被用者と学生・生徒の間の「同意の上の」性的関係である場合には、公民権局はこの歓迎性の問題に特に注意を払わねばならない。小学生が当事者となっているときは、歓迎性は問題とならない。公民権局は、小学生と学校の成人被用者との間の性的行為を決して同意の上のものとは考えないであろう。当事者が中学生である場合には、公民権局は、中学生と学校の成人被用者との間の性的行為については同意の上のものではないと強力な推定をするであろう。公民権局は次に示す若干の要素を考慮した上で結論をくだすであろう。また、公民

権局は、高校生以上の学生が当事者の場合にも、これらの要素を考慮して判断するであろう。

- ・行為の性質、学校被用者と学生の関係（当該被用者が学生に対して有している影響力〔これは、少なくとも部分的には、学生の年齢によって左右されるであろう〕、権限または統制力を含む。）
- ・当該学生が当該性的行為に同意することは法的にまたは実際的に不可能ではないかという問題。たとえば、学生の年齢はこのような能力を左右するであろう。また、学生にある種の障害がある場合も同様である。

セクハラの有無、同意の有無について争いがある場合、諸事情を全体として考慮することによって、判断決定されるべきであろう。その際、次のような情報が有益である。

- ・事件の目撃者の供述
- ・被害者および加害者とされている者の相対的な信用性についての証拠。たとえば、両者の供述の詳細さ・一貫性は、いずれが真実を語っているかを決する際に比較検討すべきである。信用性を評価するもう一つの方法は、論理的に存在しているはずの補強証拠が欠けているかどうかを検討することである。しかし、それが無い場合も、証人が加害者をおそれたり、まきこまれるのをいやがったりして、出てこないこともあるから注意を要する。
- ・加害者とされている者が他の者にセクハラを働いていたという証拠は、セクハラを申し立てた学生の信用性を支持することになろう。逆に、学生が他の者に対して虚偽の主張をしていたという証拠は、学生の信用性を弱めるであろう。
- ・セクハラ後の被害者とされている学生の反応又は態度。たとえば、セクハラ直後に被害者とされている学生を見たという証人がその学生は動転していたと言っているかどうか。しかしながら、学生の中には、すぐにはセクハラに反応せず、数日ないしは数週間後に反応する者もいることに注意することが重要である。たとえば、セクハラを受けたことによる症状が当初は現れず、しかし、数週間後、勉学に集中できないとか、落ち込むとか、特定の個人や場所を避けるとかいった、態度の変化が現れることもある。
- ・セクハラがあつて間もなく学生が苦情を申し立てるとか、抗議するとかした証拠があるかどうか。しかし、すぐに苦情を申し立てなかったのは、加害者による報復をおそれたり、セクハラがあつたことを信用してもらえないのではないかと懸念したからかも知れない。
- ・セクハラがあつたと同時期の証拠があるかどうか。たとえば、セクハラを申し立てた学生がセクハラ直後に当該行為や反応について何か書いているかどうか（日記や手紙）。直後に他人（友人、両親）に当該行為や反応について話したかどうか。

B. セクハラに対応する学校の責任

学校には、セクハラに迅速かつ効果的に対応する責任がある。教員など被用者が加害者の場合、学校の責任の内容は、セクハラが当該被用者の業務遂行（学生に対する援助、利益またはサービスの提供）の過程で生じたかどうかの一部はかかっている。

1. 教員その他の被用者によるハラスメント

教員その他の被用者によるセクハラは公民権法第9編に反する差別となりうる。学校には、セクハラを終結させ、再発を防止するために迅速かつ効果的な措置を講じる責任がある。学校にはまた、被害学生が被った悪影響を修復する責任（救済責任）がある。学校の責任の程度は、セクハラが当該被用者の業務遂行の過程で生じたかどうかによって決定される。

1) セクハラが業務遂行の過程でなされた場合

学校は、公民権法第9編により、その業務遂行において差別をしない責任を負わされている。学校は、通常、その業務遂行を被用者に委ねることによって行う。業務遂行の過程にある（そのように言ってさしつかえない場合も含む。）被用者が学生に対してセクハラを行い このことは、セクハラは当該被用者に課された学生に対する責任（教育、カウンセリング、監督、助言およびスクールバスの運転など）遂行の間になされたことを意味するのが普通である、これにより学生の学校プログラムへの関与・享受能力が否定・制限される場合には、学校はこの差別的行為に対して責任を負う。学校は、それ故に、セクハラを終結および再発防止とともに、被害学生の救済の責任も負う。このことは、学校がセクハラを「知っていた」かどうかにかかわらずあてはまる。（後に、「C. 被用者、同僚または第三者によるハラスメントの認識」の項で説明するように、責任ある立場の被用者がセクハラについて知っていたり、相当の注意を払えば知ることができた場合には、学校はセクハラを認識していたこととされる）。もちろん、公民権局の行政監督においては、学校の法違反、すなわち、連邦からの財政援助打ち切りにつながる事態の発生が認定される前に、学校はセクハラについて必ず当局から実際に通知を受け、かつ適切な是正措置を講じる機会を与えられることになっている。

学生に対するセクハラが当該被用者の業務遂行中に生じたものかどうかは、様々な要素を考慮して、ケース・バイ・ケースで判断される。学生へのサービス提供の交換条件として性的行為を被用者が求めた場合、すなわち、対価型セクハラの場合は、セクハラが業務遂行の過程で生じたことは明白である。環境型セクハラの場合、公民権局は次に示す諸要素を考慮して、セクハラが業務遂行の過程で生じたものかどうかを判断している。

- ・当該被用者に付与された権限の種類及び程度：このような権限には、学生に対するサービスなどの提供、学生への指示・管理、制裁に関する公式・非公式の権限が含まれる。
- ・被害学生に対して当該被用者が有する影響力の程度：この場合、セクハラがなされた状況も含まれる。
- ・セクハラ発生の時期及び場所
- ・当該学生の年齢および教育レベル
- ・実際には権限等はないが、あるように見えるかどうかということ：当該被用者が実際にはそうでない場合も、当該学生の年齢・教育段階・学校の運営方法に照らして、学生に対して権限などを有する者と思われてもしかたないといえるかどうかも考慮する。

以上の諸要素は初等・中等・高等など学校の段階を問わず適用される。しかし、小学校および中学校においては、教員など被用者が学生の行為に対する相当程度の監督、管理、制裁の権限を付与されているのが普通である。したがって、小学校および中学校における教員によるセクハラに関しては、これら諸要素を考慮すると、セクハラは業務遂行中になされた結論されるのが普通である。

たとえば、教員が第8学年の生徒に対して学校の廊下でセクハラを働いたとしよう。この生徒が当該教員の担任クラスの生徒ではなく、当該教員が廊下の監督を命じられていない場合でも、生徒の年齢・教育レベルや小学校・中学校における教員の地位・影響力の程度を考慮すると、この生徒が、当該教員が廊下で生徒の行動に注意を促す、少なくとも非公式の権限を有していると信じたとしてもやむを得ないであろう。こうして、公民権局は、上記のセクハラは教員が業務遂行の過程で生じたと判断するであろう。

教員の学生に対するセクハラで業務遂行中のものの例としては、これらに限られることはないが、次のようなものがある。大学のメディカル・スクールの教員がインターンの評価と引き換えに情交を要求し、彼女がこれを拒否したので低い評価を与えたケース、高校の演劇講師が性的要求に応じなかったことを理由に彼女に役を与えなかったケース、性的要求を拒否したことを理由に助手への研究資金提供を大学教員が取り消したケース、大学新聞を監督しているジャーナリズム学教授が学生編集委員の身体を性的な仕方でも継続的かつ不適切なやり方でさわり、ためにこの学生は新聞編集委員を辞めざるをえなかったケース、教員が第9学年の生徒に授業後残るように繰り返し求め、二人きりの教室で性および生徒の個人的経験について議論し、ためにこの生徒は学校に来るのをやめてしまったケースなど。これらのケースすべてにおいて、学校は差別的行為につき、セクハラを終結させ、再発を防止し、そしてセクハラ犠牲者に対する悪影響を除くために、迅速で効果的な行動をとるなどの責任を有する。

2) セクハラが業務遂行と関係なくなされた場合

学生に対するセクハラが教員などの業務遂行とは関係なく発生し、しかし、敵対的教育環境を作り出すに十分に深刻なものとなる場合がある。一例をあげると、大学の歴史学の教員が、工学専攻の大学院生に対して、彼女が大学でシャトルバスを待っている間、乗っている間、そして降り際に、数週間にわたり、繰り返しさわり、性的なほのめかし発言をし、その結果、彼女はシャトルバスの利用をやめ、遠い距離を歩いて教室移動をせざるを得なくなったというケースがある。この場合、学校は、このセクハラは教員の業務遂行の過程で発生しているものではないから、直接に責任を負うものではない。しかし、このセクハラは、学生のサービス等への関与・享受を否定ないし制限するに十分に深刻なものであるから、学校は、当該セクハラを知っている場合には、セクハラを終結させ、再発を防止するために迅速かつ効果的な措置をとる責任を有する。

学校がこれらの措置をとれば、公民権法第9編違反の責任を問われることはない。学校が必要な措置をとらないと、その結果、学生は引き続き敵対的環境のもとにおかれ、サービス等への関与・享受を否定ないし制限されることになる。学校自体が差別を行っていることになる。この場合、学校は、セクハラを終結させず、発生を防止しなかったことに対する責任を問われるのみならず、学校が迅速かつ効果的に行動しておれば、学生が被ることはなかったであろうと考えられるセクハラが悪影響を除かなかったことに対する責任も問われる。(関係する事項につき、以下の「公民権局の事件解決」および「学校の対応」の項参照)。

2. 他の学生または第三者によるハラスメント

学生が他の学生によってセクハラを受け、セクハラが学生のサービス等への関与・享受を否定・制限するに十分に深刻であり、かつまた、学校が当該セクハラを知り、または知るべきであったときは、学校には敵対的環境を解消し、再発を防止する責任がある。セクハラ発生の認識に基づいて、学校がその終結および再発防止のために迅速かつ効果的な措置をとっている限り、学校は公民権法第9編の課している責任を果たしたといえる。他方、セクハラを認識しながら、その終結等のために迅速かつ効果的な措置をとらない場合には、学校自体の不作為によって学生は、サービス等への関与・享受を否定・制限する敵対的環境の下に置かれつづけることになる。この場合には、学校は、セクハラを終結させ、再発を防止し、迅速かつ効果的に学校が対応していたなら防止できたであろうと考えられるセクハラ犠牲者への影響を除くために効果的な改善措置をとる責任がある。

同様に、当該学校の被用者でも学生でもない第三者(学校にやって来た、部外者である講演者、

他校の運動チームの一員など)によるセクハラが、学生のサービス等への関与・享受を否定・制限するに十分に深刻なものとなる可能性がある。たとえば、他校の運動チームのメンバーが学生にセクハラをした場合、当該学校は加害者を懲戒することはできない。しかし、加害者の属する他校に対して、再発防止のために適切な措置をとることを求めることはできる。必要な場合は、その学校を二度と招待しないこともできる。(この問題は、「学校の対応」の項でより詳細に扱う。)

学校がセクハラを認識しながら迅速かつ効果的な措置をとらない場合には、学校自身の不作為によって、学生は引き続きサービス等への関与・享受を否定・制限する敵対的環境の下に置かれつづけることになる。この場合には、学校は、セクハラを終結させ、再発を防止し、迅速かつ効果的に学校が対応していたなら防止できたであろうと考えられるセクハラ犠牲者への影響を除くための効果的な改善措置をとる責任がある。

C. 被用者、学生または第三者によるハラスメントに対する学校の認識

「教員その他の被用者によるセクハラ」の項で述べたように、学校はセクハラを認識していない場合にも、被用者による一定のタイプのセクハラ(業務遂行の過程でなされたセクハラ)について責任を負うことがある。他方、「学生または第三者によるセクハラ」の項で述べたように、被用者による別のタイプのセクハラ(業務遂行とは関係なくなされたセクハラ)、および学生または第三者によるセクハラの場合には、学校が性的に敵対的な環境の存在を「知っていて」、迅速かつ効果的な改善措置をとらないときに、学校は有責とされる。

責任ある立場にある被用者がセクハラについて「知っているか、相当の注意を払えば知ることができたであろう」場合に、学校はセクハラを認識していたとされる。責任ある立場の被用者とは、たとえば、セクハラをただすための措置を講じる権限を有する被用者、学生または被用者によるセクハラその他の非行についてしかるべき学校役員に報告する義務を負う被用者、このような権限または責任を有していると学生が信じて仕方のない、その他の責任ある立場にある被用者などである。したがって、セクハラに対応する権限を有する被用者が適切にこれに対応する方法を知り、また、他の被用者がセクハラについてしかるべき学校役員に報告する義務があることを知るように、彼らをよく訓練しておく必要がある。このような訓練には、セクハラの実定方法や報告すべき担当者についての実的な情報が含まれるべきである。

学校がセクハラを認識するのは様々なルートがある。学生が、公民権法第9編の遵守等に当たる担当職員に苦情を申し立てたり、セクハラをする学生のことを教員その他の被用者に告げたりすることもあろう。学生、親または別の者が、校長、警備員、バスの運転手、教員、アフターマティブ・アクションの担当職員、または学生生活担当セクションの職員に連絡してくることもあろう。教員または責任ある立場の職員がセクハラを直接に見聞することもあろう。学校は、学校関係者、教育界や地域社会の構成員、メディアなどから、間接的な仕方でもセクハラについて知らされることもあろう。また、学校で配布されたり、学校の周辺に掲示されたビラにより、セクハラを知ることあろう。公民権法第9編は、学校が知ることができたであろう場合、すなわち、学校が相当な注意を払えば、言いかえれば「相当程度に真面目に調査をすれば」知ることができたであろう場合にも、当該セクハラについて学校が対応することを求めている。

たとえば、学校がセクハラが発生を知っている場合、相当な注意を払えば、調査の結果、他にもセクハラがあったことを知ることもあろう。また、セクハラが広がっていて、敵対的環境があることを知っているべきであったと結論してよい場合もあろう。つまり、セクハラが広範囲にわ

たり公然と行われているか、または、学生やスタッフによく知られているといった場合である(具体的な例をあげると、学校の廊下でセクハラがあったり、おおよけの場に落書きがあったり、教員が監督している休憩時間中にセクハラが起こったりするなどである)。

学校が敵対的環境の発生を知っているか、知るべきであったのに、迅速かつ効果的な是正手段をとらなかった場合には、学生が学校に設けられている苦情処理手続を利用しなかったり、学校に通知しなかったとしても、学校は公民権法第9編に違反していることになる。

D. 苦情処理手続の役割

学校は公民権法第9編により、性差別に関する苦情(性差別に関する苦情には、セクハラに関する苦情も含まれる。)を迅速かつ効果的に解決するために苦情処理手続を設け、これを公表し周知する義務、および性差別を禁止する方針を宣明する義務を負っている。(この点については、「迅速かつ公平な苦情手続」の項で述べる)。以上の手続は、セクハラをできる限り早く発見し、効果的に問題を解決する仕組みを学校に設けるもので、公民権法第9編が学校に義務づけているところである。学校が性差別を禁止する断乎とした方針を持ち、利用可能で効果的かつ迅速な苦情処理手続を持つことにより、学校は学生たちに、学校はセクハラを許さないこと、不利な結果をおそれることなく報告できることを明らかにしていることになる。

このような方針と手続がなければ、学生は、この種の性差別に学校が反対していることも、これに対応する義務を負っていることも知らず、セクハラを報告し、是正する仕方も知らないことになる。申し立てられたセクハラが敵対的環境を生み出すに十分に深刻なものであり、早期にセクハラを認識して介入することを怠り、その結果、サービス等への関与・享受する学生の能力が否定・制限されることになったとしよう。この場合、その原因が、学校が公民権法第9編の求める手続に従わなかったことにあるときは、学校は、セクハラが発生を知った後は、公民権法第9編により、セクハラを是正する措置をとる責任を負うことになる。この是正措置には、セクハラを終結させること、再発を防止すること、仮に、学校が公民権法第9編の手続的要件を遵守して早期にセクハラを認識して介入していたら、防止できたと考えられる、学生が被ったセクハラの影響を除くことが含まれる。

(以下次号)

[2008. 9. 29 受理]